

求職者支援訓練の認定基準に関する被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での特例（案）

- 1 震災特例重機訓練の開始期間を、「平成23年度末まで」から「平成24年度末まで」に延長すること。
- 2 平成24年度末までに開始する求職者支援訓練について、いわゆるイエローカード基準とレッドカード基準の特例措置を講ずること。

認定職業訓練（求職者支援訓練）	被災3県での特例（案）
【これまで実施した訓練の実績】 ○ 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の求職者支援訓練の就職率が ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 でないこと。 <u>（2コース以上が該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u> ○ 求職者支援訓練の就職率が、そのコース区分ごとに次に定める割合を下回った場合に、改善計画を提出したこと。 ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 ○ 過去に同分野に係る求職者支援訓練を行った場合に、当該求職者支援訓練の就職率が ・ 基礎コース：30%未満 ・ 実践コース：35%未満 でないこと。 <u>（該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u>	<u>次の①及び②の措置を講ずる。</u> ① 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>0.5コースと取り扱う</u>（例えば3コースが該当した場合1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。）。 ② 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u> 特例なし 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u>

<特例措置なしの場合>

平成25年3月31日

A (3か月) ×

1.0

改計 (3か月) ×

2.0

→全国で当該分野不認定

<特例措置①>

B (3か月) ×

0.5

改計 (3か月) ×

1.0

改計 (3か月) ×

1.5

改計 (3か月) ×

2.0

→全国で当該分野不認定

C (3か月) ×

0.5

改計 (3か月) ×

1.0

改計 (3か月) ×

1.5

改計 (3か月) ×

2.5

→全国で当該分野不認定

D (3か月) ×

0.5

改計 (3か月) ×

1.5

改計 (3か月) ×

2.5

→全国で当該分野不認定

E

 (3か月) ×

1.0

改計 (3か月) ×

2.0

→全国で当該分野不認定

<特例措置②>

上記の事案について、囲み部分全国でを当該該当した県でに置き換える。

※ 累計2.0以上となった場合に、当該該当した県のみ当該分野を以後不認定とする。

※ 特例措置の対象とならない訓練コースのみで2.0以上となった場合は、原則どおり、全国で当該分野を以後不認定とする（D、E）。

※ 上記の措置は、被災3県それぞれ独立して発動要件を判定し、効果が生ずる（例えば、宮城県で発動要件に抵触すると宮城県のみ不認定となる。）。